

第 17 号議案

神戸市立須磨海浜水族園条例を廃止する条例の件
神戸市立須磨海浜水族園条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立須磨海浜水族園条例を廃止する条例
神戸市立須磨海浜水族園条例（昭和62年4月条例第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の使用に係る利用料金の収受及び使用料の徴収については、なお従前の例による。

理 由

神戸市立須磨海浜水族園を廃止するに当たり、条例を廃止する必要があるため。